別表六 (二十九) の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が震災特例法第17条の3第1 項 ((特定復興産業集積区域において被災雇用者等を 雇用した場合の法人税額の特別控除))、第17条の3 の2第1項((企業立地促進区域等において避難対象 雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除))又 は第17条の3の3第1項(避難解除区域等において 避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別 控除))の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「同上のうち特別給与等の額4」の欄は、「同上の うち損金の額に算入される金額3」の金額のうち東 日本大震災復興特別区域法第38条第1項《課税の特 例》の規定により令和7年4月1日から令和8年3 月31日までの間に震災特例法第17条の3第1項に規 定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該 認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定を 受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同 項に規定する特定復興産業集積区域内に所在する同 項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定 する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する 給与等の額を記載します。
- 3 「(3)のうち特定給与等の額5」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額のうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に令和3年改正法附則第98条第2項《復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体(福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。)の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進

計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域(令和2年改正前の東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イ《定義》に規定する地域を含む市町村の区域を除きます。)内に所在する令和3年改正法附則第98条第2項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載します。

- 4 「税額控除限度額9」の欄の記載に当たっては、次 によります。
- (1) 震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、

「又は
$$\left((8) \times \frac{10 \cdot 15 \, \text{又は 20}}{100}\right)$$
」を消します。

(2) 震災特例法第17条の3の2第1項(同項の表の 第1号に係る部分に限ります。)又は震災特例法第 17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合に は

「
$$\left[\left((3)-(4)-(5)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right]$$

又は」及び「 10 、 15 又は」を消し、震災特例法第 17 条の 3 の 2 第 1 項(同表の第 2 号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場合には

「
$$\left[\left((3)-(4)-(5)\right)\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right]$$
 又は」及び「、 15 又は 20 」を消し、同項(同表の第3号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場合には

「
$$\left[((3)-(4)-(5)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + (5) \times \frac{7}{100} \right]$$

又は」、「10、」及び「又は20」を消します。